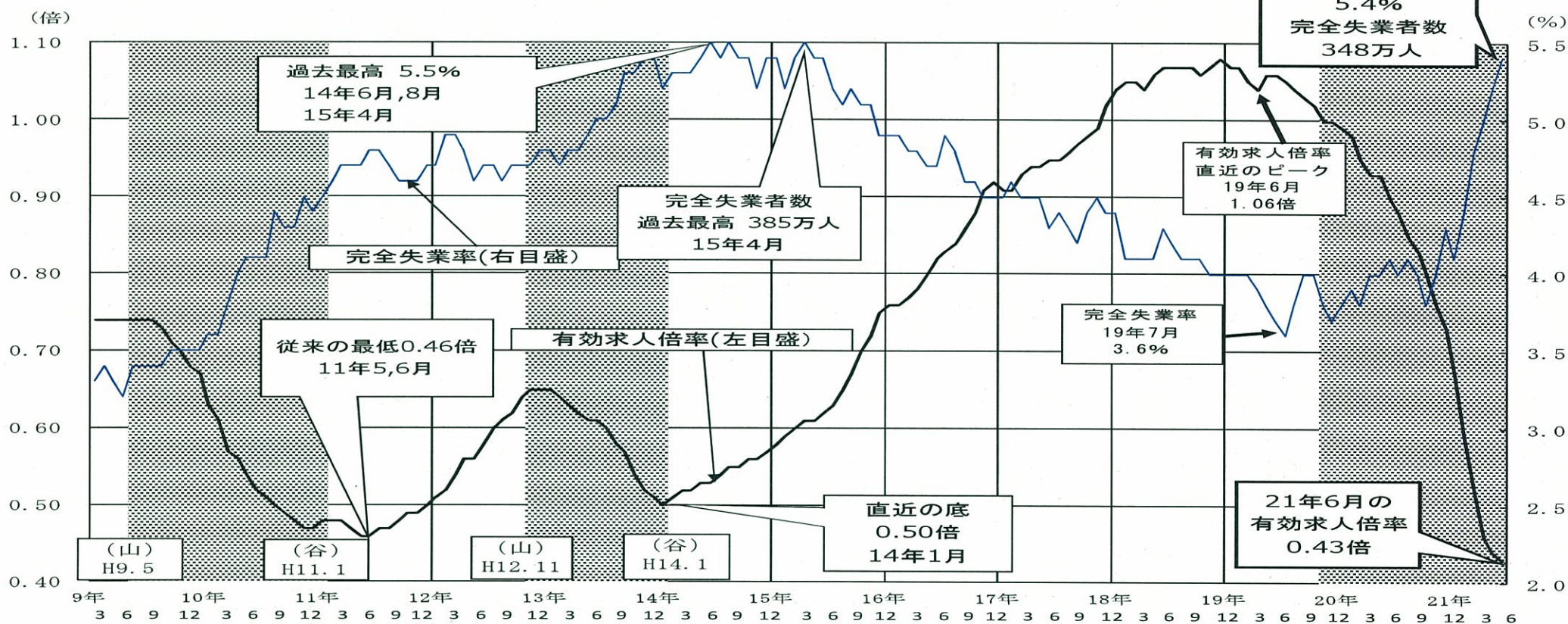


現下の雇用失業情勢及び 雇用対策の実施状況について

現下の雇用失業情勢 - さらに厳しさを増している -

- 完全失業率は、6月は**5.4%**と前月より0.2ポイント上昇。
- 有効求人倍率は、6月は**0.43倍**と前月より0.01ポイント低下し、**過去最低**。
- ハローワークを訪れる**事業主都合離職者**（新規求職者数）は、**前年同月比102.1%の増加**。
- 日銀短観（6月調査）の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、全規模**全産業で過剰感が増加**（+20→+23）。
全規模**製造業の過剰感も依然高水準**（+38→+37）。
- 6月の雇用保険の受給者数は前年同月比78.1%増の101万人と、大幅に増加（受給資格決定件数は前年同月比38.5%増）。
- 各都道府県労働局からの報告（7月）によると、昨年10月から本年9月における非正規労働者の雇止め等は**3,841事業所、22万9千人**（予定を含む）。

完全失業率と有効求人倍率の動向



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドーマーク部分は景気後退期

雇止め・解雇状況

- 各都道府県労働局からの報告（7月）によると、
 昨年10月から本年9月において、期間満了等による雇用調整を実施済み及び実施予定とされたのは、
全国47都道府県、3,841事業所、229,170人となったところ。

（内訳）

・派遣	2,409事業所	139,341人	（60.8%）
・契約（期間工等）	976事業所	51,420人	（22.4%）
・請負	206事業所	17,953人	（7.8%）
・その他	884事業所	20,456人	（8.9%）

雇用保険の加入状況については、
 全体（229,170人）のうち、205,866人について判明し、うち加入者数は203,044人で、加入割合は98.6%であった。

※ 個人が特定できた102,583人について別途個人ベースの集計を行ったところ、離職者数は100,895人、受給資格決定者数は72,558人（離職者数の71.9%）、再就職者数は35,375人（同35.1%）であった。また、被保険者であった期間等から、90,555人（89.8%）が受給資格ありと推定される。

雇用形態別・産業別の集計結果

雇用形態	合計	（人）			
		製造業	運輸業	卸・小売業	その他
派遣	139,341				
期間満了	68,404	65,719	446	151	2,088
中途解除	61,241	60,584	297	56	304
不明	9,696	9,579	89	16	12
契約（期間工等）	51,420				
期間満了	39,861	37,211	126	181	2,343
解雇	9,969	7,602	684	998	685
不明	1,590	1,173	2	160	255
請負	17,953				
期間満了	7,553	6,703	33	61	756
中途解除	8,966	7,914	39	0	1,013
不明	1,434	1,340	0	0	94
その他	20,456				
期間満了	6,761	4,283	665	637	1,176
解雇	12,200	6,253	633	3,538	1,776
不明	1,495	1,016	141	39	299

資料出所：厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について（7月報告）」。全国の労働局及び公共職業安定所を通じ、事業所に対する聞き取りを実施したもの。

（* 全ての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例）

注：6月報告より、把握対象期間を9月末までに拡大している。対象期間を、本年6月末までとして集計した場合は225,098人となる。

雇用の安定と生活支援対策の実施状況

平成20年度・年度末以降実施している対策

経済危機対策・平成21年度補正予算

雇用維持

○雇用調整助成金

- ・労働者を解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、賃金等の4/5(大企業2/3)を助成。
- ・対象労働者の拡大、支給要件緩和、申請事務の簡素化。

◇計画届受理状況(5月) 対象者数: 2,338,991(2,534,853)※()は4月の数字

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣元・先指針を改正し、派遣契約の中途解除の際の①派遣元における雇用維持、②派遣先から派遣元への賠償を明記。併せて指導を強化。(3月31日)

○雇用調整助成金の拡充等

6,066億円

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を9/10(大企業3/4)に引上げ。
- ・残業時間の削減により雇用維持をした場合、契約労働者は年30万円、派遣労働者は年45万円(大企業は各々20万円、30万円)を助成。
- ・大企業の教育訓練費の引上げ ・1年間の支給限度日数(200日)の撤廃

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化(5月18日 要領改正)

雇用創出・再就職支援

○雇用創出のための基金

- ・「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)

○雇入れ助成の拡充と離職者訓練の強化

- ・年長フリーター等、内定を取り消された者の正規雇用、派遣労働者の直接雇用の場合に1人100万円(大企業50万円)を支給。
- ・離職者訓練の実施規模を拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を実施。(4月1日～)

○雇用創出対策

- ・緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等 3,000億円

○再就職支援・能力開発対策

◇「緊急人材育成・就職支援基金」による総合的な支援 7,000億円

- ・雇用保険を受けられない者に訓練期間中「訓練・生活支援給付(仮称)」を支給
- ・十分な技能・経験を有しない者の中小企業による実習雇用・雇入れ支援
- ・介護、ものづくり分野などに係る職場体験や職場見学の実施
- ・長期失業者や住宅喪失就職活動困難者への再就職、住居・生活支援

◇職業能力開発支援の拡充・強化 145億円

◇ハローワーク機能の抜本的強化 265億円

セーフティネット・生活支援

○住宅・生活の支援

- ・全国のハローワークに特別相談窓口を開設。
- ・雇用促進住宅への入居あっせん。【7月24日現在 入居決定7,348件】
- ・労働金庫で最大186万円の住宅確保・生活支援貸付。(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)

【7月24日現在 貸付決定9,378件】

- ・離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主へ月額4～6万円(6ヶ月まで)を助成。

【事前計画状況(5月まで) 累計 846件 13,866人】

○職業訓練期間中の生活保障

- ・雇用保険を受けられない非正規労働者等の訓練期間中の生活保障。

○雇用保険のセーフティネット機能の強化

- ・改正雇用保険法を施行(3月31日)

○住宅・生活支援等

1,704億円

- ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等

○内定取消し対策、外国人労働者支援等

◇内定取消し対策等 76億円

- ・未内定学生等への就職面接会の実施等 ・未払賃金立替払の必要額確保
- ・育児休業等を理由とする解雇等への指導強化等

◇障害者の雇用対策 5.5億円

- ・雇用調整助成金の助成率の引上げ
- ・公的機関での「チャレンジ雇用」の拡大
- ・ハローワークの障害者専門支援員の増員

◇外国人労働者への支援 緊急人材育成・就職支援基金の内数、16億円

- ・通訳・相談員の増配置等
- ・日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施
- ・帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援
- ・外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援

内定取消し対策

- ・特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設。
- ・企業指導強化。(企業名公表制度を整備)(4月末までに15社公表)

経済危機対策に盛り込まれた雇用対策の実施状況

【平成21年度補正予算(約2.5兆円)】

雇用維持

○雇用調整助成金の拡充等 6,066億円 【休業等実施計画届受理状況(2009年6月) 事業所数 75,532件 対象者数 2,382,931人】

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を9/10(大企業3/4)に引上げ。【3月30日～】
- ・残業時間削減により雇用維持をした場合、助成(契約労働者:年30万円、派遣労働者:年45万円(大企業は各々20万円、30万円))。【3月30日～】
- ・大企業の教育訓練費の引上げ。1年間の支給限度日数(200日)の撤廃。【6月8日～】

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による雇用の維持及び労働基準法の遵守等の指導監督の実施。【3月31日 指針改正】
- ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化。【5月18日 要領改正】

雇用創出・再就職支援

○雇用創出対策 3,000億円

- ・緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等。【都道府県に順次交付予定】

○再就職支援・能力開発対策

◇「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 7,000億円

- ・雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練の拡充及び「訓練・生活支援給付」の支給。【7月15日以降、全国のハローワークで相談、受付開始。訓練は7月29日以降順次開始(相談者数 約8,200件)。給付金支給は8月10日の週以降を予定(相談者数 約12,600件)(7月28日現在)。】
- ・十分な技能・経験を有しない者への中小企業等による実習型雇用・雇入れの支援。【7月10日より事業開始】
- ・介護、ものづくり分野などに係る職場体験や職場見学の実施。【7月31日より事業開始】
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者への再就職、住居・生活支援。【8月中旬より事業開始】

◇職業能力形成機会に恵まれない者への職業能力開発支援の拡充・強化 145億円 【6月1日より順次事業開始】

◇ハローワーク機能の抜本的強化 265億円 【6月以降随時相談員を7,043人、7月1日より職員を304人、全国のハローワークに配置】

セーフティネット・生活支援等

○住宅・生活支援等 1,704億円 【7月8日に全国会議を実施し、詳細指示。10月から全国の自治体・社協で実施予定】

- ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等。

○内定取消し対策、外国人労働者支援等

◇内定取消し対策等 76億円

- ・未内定学生等への就職面接会の実施等。【4月以降順次実施】
- ・未払賃金立替払に必要な原資の増額等。【6月1日 追加交付済み】
- ・育児休業等を理由とする解雇等への指導強化等。【3月16日に都道府県労働局長あてに通知】

◇障害者の雇用対策 5.5億円

- ・雇用調整助成金の助成率の引上げ。【6月8日～】
- ・公的機関での「チャレンジ雇用」の拡大。【7月1日から採用に向けて着手】
- ・ハローワークの障害者専門支援員の増員。【6月以降随時全国のハローワークに配置】

◇外国人労働者への支援 緊急人材育成・就職支援基金の内数他

- ・通訳・相談員の増配置等。【6月1日より、計133人の相談員を、日系人集住地域を中心に配置】
- ・日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施。【5月より事業開始。7月16日現在受講者1,886人】
- ・帰国希望の日系人離職者・家族(【4月1日より事業開始。7月28日現在申請8,435人】)や外国人研修・技能実習生の帰国支援。【7月7日に事業開始】